

伊勢崎市個人情報保護審査会

(答申第5号)

◆諮問第6号 個人情報保護制度の見直しについて

個人情報保護制度の見直しについて

～ 答 申 ～

平成22年1月

伊勢崎市個人情報保護審査会

目 次

答申に当たって	1
答申内容と考え方	
1 個人情報保護に対するいわゆる「過剰反応」への対応	3
2 職員の研修	5
3 開示請求の対象となる自己情報の範囲	6
4 法定代理人・任意代理人による開示請求	7
5 死者の個人情報の開示請求権	9
6 ファクシミリ、電子メール等による開示請求	11
7 開示請求書等の記載事項の補正	12
8 開示の実施	13
9 電磁的記録による開示	14
10 訂正請求・利用停止請求の期限	15
11 不服申立てにおける諮問等の期限	16
12 個人情報保護審査会の役割・組織	17
参考資料 1 諮問書	18
参考資料 2 パブリックコメント手続の結果の概要	19
参考資料 3 伊勢崎市個人情報保護条例	20
参考資料 4 伊勢崎市個人情報保護条例施行規則	43

答申に当たって

1 はじめに

本市では、伊勢崎市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 17 年伊勢崎市規則第 15 号。以下「規則」という。）に基づき、市の保有する個人情報の適切な取扱いに努めていますが、条例の全面的な改正を行ってから 3 年が経過しました。その間、個人情報の保護に対する市民の関心も高まっており、個人情報の保護に対するいわゆる「過剰反応」ともいえる現象も見受けられるようになってきています。さらに、個人情報を取り巻く環境が急激に変化している状況の中、本市の個人情報保護制度もこれに的確に対応しなければなりません。

このような状況において、本市の個人情報保護制度が市民に分かりやすく、利用しやすいものとして運用することができるよう、当審査会が市長から「個人情報保護制度の見直しについて」の諮問を受けました。

そこで、個人情報保護制度の基本的なあり方や条例において改正すべき事項について鋭意検討を進め、平成 21 年 12 月 10 日付けで中間答申を行いました。

市では、この中間答申の内容、趣旨等を踏まえ、個人情報保護制度の見直し（案）に関するパブリックコメント手続を同年 12 月 18 日から平成 22 年 1 月 20 日まで実施し、3 名の方から延べ 4 件のご意見やご提案をいただきました。

当審査会としては、中間答申の後も引き続き、個人情報保護制度の見直しについて審議を行い、市民の方々からお寄せいただいたご意見やご提案の内容を参考に中間答申の内容を見直し、最終的な答申としてまとめさせていただきました。

市におかれましては、本答申の内容に基づき、市民の視点に立って個人情報保護制度の充実に向けて積極的に取り組まれるよう要望いたします。

2 個人情報保護制度の見直しに当たっての基本的な考え方

当審査会では、次に掲げる基本的な考え方に基づき、現状の個人情報保護制度における運用上の課題とその対応を中心に、条例の見直しの必要性も含め、個人情報保護制度の見直しについて審議しました。

(1) 個人の権利利益の保護の徹底

個人情報保護制度は、市の保有する個人情報の適切な取扱いを図り、市民の財産でもある個人情報を厳正に管理するとともに、本人が自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を具体化するものであり、究極的には個人の権利利益を保護することが目的であることはいまでもありません。

さらに、個人情報の保護は、市政運営の根幹に関わるものであり、個人情報を取り巻く環境が大きく変化しているなか、個人情報保護制度を適正に運営することは、市民と市との信頼関係を構築する上で非常に重要な手段となってきました。

そこで、個人の権利利益を保護するため、これに対応できる制度のさらなる充実及び改善を適宜図っていくことが重要となります。

(2) 分かりやすく利用しやすい制度の再構築

個人情報保護制度は、利用する市民にとって分かりやすいものでなければならず、現行条例の見直しに当たっては、この点に留意して規定を整備する必要があります。

また、市民が利用しやすい制度とするため、自己情報の開示請求や開示の実施の方法、開示請求の対象となる自己情報についても現行条例を見直すとともに、情報化の進展状況を勘案して可能なものから順次対応していく必要があります。

なお、今回の見直しでは、開示、非開示等の基準を定める規定（条例第 15 条第 1 項各号）を審議の対象とはしませんでした。これまでの運用状況を踏まえ、実施機関の便宜上の問題として捉えるのではなく、市民に分かりやすく、実用的なものとなるよう現行条例を見直すことも検討する必要があります。

(3) 個人情報保護制度の基本原則の維持

現状の個人情報保護制度における運用上の課題に対処するために、個人情報の適切な取扱いの原則を大幅に変更することは、個人の権利利益の侵害につながるおそれもあります。

そこで、審議に当たっては、現状の個人情報保護制度における運用上の課題を踏まえ、現行の個人情報保護制度の基本原則を維持しつつ、制度全般の見直しを行うことを前提としました。

平成 22 年 1 月 29 日

伊勢崎市個人情報保護審査会

答申内容

条例の目的規定に「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を明記し、現行条例の規定の適正な解釈及び運用により対応すべきである。

【関係規定】

- ・条例 第1条（目的）

【答申の考え方】

(1) 個人情報の保護に対するいわゆる「過剰反応」への対応

個人情報の取扱いに当たっては、自治体のみでなく、市民や事業者も過剰な反応を示し、業務に支障が生じるケースが多発しているが、これは、法令等の違反となるリスクを負うよりも個人情報の提供を一切行わないという対応や十分な検討や工夫を講じないまま個人情報の保護を理由に従来の活動を止めてしまうことに原因があると考えられる。

このような個人情報の保護に対するいわゆる「過剰反応」が一部に見られることを踏まえ、平成16年4月2日に閣議決定され、平成20年4月25日に一部改正された「個人情報の保護に関する基本方針」では、地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進として、法の趣旨に則り、条例の適切な解釈及び運用を行うことを求めている。

本市においても、この基本方針の趣旨に則り、何らかの措置を講ずる必要があると考えられるが、ここで留意すべきは、現行条例では、一定の条件を満たす場合に限り、例外的に目的外利用や外部提供をすることができる旨を定めており、この例外規定の適正な解釈及び運用により対応が可能なことである。

内閣府（現在の消費者庁）では、個人情報の保護に対するいわゆる「過剰反応」への対応として、毎年、「個人情報の保護に関する法律」に関する説明会を全国的に開催するなど、広報啓発活動を行っており、本市においても、これまで適宜、個人情報保護制度の運用に関する研修、説明会等を職員に対して行い、個人情報保護法制の趣旨の周知徹底を図ってきたとのことである。

しかし、個人情報の保護に対するいわゆる「過剰反応」が依然として見受けられる現状を踏まえ、個人情報の保護に当たっては、個人の権利利益の保護だけを考えるのではなく、個人情報個人や社会にとって利益をもたらす大変役に立つものであるということについても十分配慮する必要があることを職員や市民、事業者等に強く認識させる取組みをさらに推進することが重要である。

そこで、現行条例に規定する個人情報の取扱いの基本原則を見直すことにより個人情報の保護に対するいわゆる「過剰反応」への対応を図るのではなく、条例の解釈及び運用に当たっての基本的な考え方を定める目的規定に「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を明記し、現行条例の規定の適正な解釈及び運用によ

り対応すべきであると考える。

(2) 条例の目的の明確化

現行条例では、条例の目的を「基本的人権の擁護」と「公正で開かれた市政の実現を図ること」としているが、条例の究極的な目的は、あくまでも市の実施機関の保有する個人情報の保護である。

そこで、情報公開制度と対をなす個人情報保護制度の適正な解釈及び運用により、個人の権利利益を保護し、その結果として、市民に信頼される適正な市政運営を推進していくことが条例の目的である旨を目的規定で明らかにすべきである。

答申内容

市民の財産である個人情報の保護に対する職員の意識の啓発及び向上を図るため、実施機関を挙げて研修、説明会等の実施に取り組む姿勢を条例で明記してもよいと考える。

【関係規定】

- ・ 条例 第3条（実施機関の責務）

【答申の考え方】

個人情報の漏えい等の原因は、そのほとんどが人的な要因であり、個人情報の漏えい等を防ぐためには、受託者や指定管理者に個人情報の適正管理や守秘義務を課す以前の問題として、実施機関の職員自らが個人情報保護制度や情報セキュリティポリシーを熟知し、個人情報の保護に関する規範意識と実践意欲を強固に定着させることが不可欠である。

そこで、市の対応として、これまで階層別研修に個人情報の保護に関する内容を加えるとともに、個人情報の保護に関する管理体制を整備し、適宜、職員に対して研修、説明会等を実施し、組織的に個人情報の適正な維持管理に努めてきたとのことである。

個人情報の保護に対するいわゆる「過剰反応」の是正や個人情報の適正な維持管理の推進を実施機関全体の課題として取り組んでいくためには、定められたルールに従い、個人情報を管理することはもちろんのこと、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする個人情報保護法制の趣旨をより一層徹底する必要がある。

そのためには、個人情報の保護に関する正しい知識の付与、意識の向上等を実現するための研修、説明会等を職種や職層を問わず、実施機関の全職員に対して繰り返し実施していくことが重要である。

職員に対して、個人情報保護制度の解釈及び運用に当たって必要な研修、説明会等を実施することは至極当然のことではあるが、市民の財産でもある個人情報の保護に対する職員の意識の啓発や向上を図るとともに、個人情報保護制度についての職員の正しい認識と理解を深めるため、実施機関を挙げて研修、説明会等の実施に取り組む姿勢を条例で明記することを検討してもよいと考える。

答申内容

開示請求の対象となる自己に関する個人情報記録されている「行政情報」の定義を組織共用文書とすべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第2条第2号（定義）

【答申の考え方】

現行条例において開示、訂正及び利用停止の請求の対象としている自己に関する個人情報が記録されている行政情報（以下「自己情報」という。）は、形式的に決裁、供覧等の手続が終了したものとしているが、実施機関が保有する自己情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を保障し、個人の権利利益を保護するためには、決裁、供覧等の手続の終了していない自己情報やこれらの事務手続を要する自己情報に限定せず、可能な限り広い範囲のものを対象とすることが望ましい。

しかし、職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料など、実施機関の組織において事務遂行上必要といえないものまでも対象とすることは、個人情報保護制度の的確な運用が困難となるおそれもあることから適当ではない。

そこで、「行政情報」の定義を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）や公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第76号）と同様に、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（組織共用文書）に改め、行政情報の範囲を拡大すべきである。

答申内容

未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び実施機関が特別の理由があると認める任意代理人に請求権を認め、その範囲を条例で明記することが適当である。

【関係規定】

- ・ 条例 第 13 条第 2 項（開示の請求）、第 14 条（開示請求の手続）、第 15 条（自己情報の開示義務）、第 26 条（訂正請求）、第 27 条（訂正請求の手続）、第 33 条（利用停止請求）、第 35 条（利用停止請求の手続）
- ・ 規則 第 9 条（個人情報開示請求書）、第 10 条（本人等の確認に必要な書類）、第 21 条（個人情報訂正請求書）、第 27 条（個人情報利用停止請求書）

【答申の考え方】

(1) 法定代理人

現行条例では、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求権について明確に規定されておらず、条例第 13 条第 2 項に規定する「実施機関が特別な理由があると認める者」に該当するか否かを個別の請求ごとに判断することとしている。

そこで、自己情報の開示請求の受付の際、混乱が生じないように、また請求者が分かりやすいよう本人以外の者の開示請求権の範囲として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって自己情報の開示請求をすることができる旨を条例で明記すべきである。

なお、未成年者の法定代理人による開示請求において、未成年者である本人が意思能力及び行為能力を有するとみなしうる年齢（例えば 15 歳以上）に達しているときは、原則として本人の同意を求めるなどの措置を講ずることも検討すべきである。

(2) 任意代理人

自己情報の本人の委任であっても、実施機関と本人との間に第三者が介在することは、個人情報の保護の観点から問題があることは否定できない。

しかし、自己情報の本人が病気で長期療養、入院中等であるときや高齢で寝たきりの状態であるときなどは、開示請求や開示の実施のために、市民情報コーナー等に自ら出向くことが困難な場合があることは容易に推測でき、これまでの運用においても同様の事例があったとのことである。

このような状況を改善する方法として現実的な対応は、自己情報の本人が身体障害、病気療養、高齢その他やむを得ない理由があると認められる場合には、任意代理人による開示請求権を例外的に認めることである。

しかし、任意代理人による開示請求権を認めるとしても、あくまでも例外的な取扱い

であることから、任意代理人の資格は厳格に定める必要がある。

そこで、任意代理人が本人に代わって自己情報の開示請求をする場合は、自己情報の本人の同意書や委任状、任意代理人自身の身分証明、さらに医師の診断書などの提出など、自己情報の本人が開示請求をすることができないやむをえない理由があることについて証明することを条件とすることについても検討する必要がある。

答申内容

死者の個人情報は、現状の運用状況を踏まえ、一定の範囲の遺族や特定の者に対して開示請求権を認め、その範囲を条例で明記することが適当である。

【関係規定】

- ・ 条例 第 13 条第 2 項（開示の請求）、第 14 条（開示請求の手続）、第 15 条（自己情報の開示義務）、第 26 条（訂正請求）、第 27 条（訂正請求の手続）、第 33 条（利用停止請求）、第 35 条（利用停止請求の手続）
- ・ 規則 第 9 条（個人情報開示請求書）、第 10 条（本人等の確認に必要な書類）、第 21 条（個人情報訂正請求書）、第 27 条（個人情報利用停止請求書）

【答申の考え方】

(1) 開示請求権の範囲

死者には権利能力がないので、当然のことながら、開示請求権を行使することはできないが、死者の個人情報の不適正な取扱いによってはその名誉を傷つけたり、死者の遺族等の生存する者の基本的人権を侵害したりするおそれがあること、また、実施機関は、その保有するすべての個人情報を適正に管理する必要があることから、現行条例では、個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」に限定せず、「死者の個人情報」についても保護の対象としている。

しかし、現行条例では、開示請求権は原則本人に限定しており、遺族は死者の個人情報について開示請求をすることができないため、現状の運用では、「死者の個人情報」が請求者自身の個人情報とみなし得るほど密接な関係があるものについてのみ、条例第 13 条第 2 項に規定する「実施機関が特別な理由があると認める者」として開示請求権を認めているとのことであるが、その範囲は条例、規則等で明確に規定されていない。

したがって、遺族の権利を保障するとともに、自己情報の開示請求の受付の際、混乱が生じないように、「死者の個人情報」の開示請求権を認める範囲について、現状の運用状況を考慮し、条例で定めて制度化することも検討する必要がある。ただし、親族の間であってもプライバシーが存在することも明らかであり、無条件に遺族に請求権を認めるのではなく、一定の範囲の遺族（親等）や特定の者に限り、開示請求の対象とする情報の範囲をある程度限定した上で、開示請求権の範囲を条例で明記すべきである。

(2) 非開示情報等の見直し

権利能力のない死者にも守られるべき尊厳はあり、通常生存する本人からの開示請求と同様に開示、非開示等の判断をするだけでなく、「死者の個人情報」の性質、内容等も考慮して慎重に検討する必要がある。

そこで、非開示情報（条例第 15 条第 1 項各号）に、死者の名誉その他の正当な利益を害するおそれがあるもの等の規定を加えるとともに、開示請求に当たって本人確認等に必要となる書類に係る規定を加えることを検討すべきである。

答申内容

ファクシミリ、電子メール等の通信手段による開示請求等については、今後、さらに検討を要する。

【関係規定】

- ・ 条例 第 14 条（開示請求の手続）、第 27 条（訂正請求の手続）、第 35 条（利用停止請求の手続）
- ・ 規則 第 3 条（個人情報開示請求書）、第 21 条（個人情報訂正請求書）、第 27 条（個人情報利用停止請求書）

【答申の考え方】

条例は、自己情報の開示に関して市と市民との間における権利義務関係を定めたものであり、開示請求権の行使という重要な法的関係の内容を明確にするため、自己情報の開示請求等は、本人確認の書類を提示し、開示請求書を提出して行わなければならないものとしている。

開示請求書の提出方法としては、市民情報コーナーに持参し、提出することを原則としているが、開示請求をしようとする者が病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、開示請求書を市民情報コーナーに持参することが困難であると認められる場合であって、これを証明する書類を提出することができる場合は、郵送による開示請求を例外的に認められている。

開示請求の手段の多様化を図ることにより請求者の利便性を向上させ、市民が利用しやすい制度を構築することは、市民にとって非常に有益なものである。

しかし、郵送による開示請求は、本人確認の書類の写しを郵送してもらう方法が想定されるが、顔写真等で本人と照合することができないため、これらの身分証明書類の写しを不正に取得し、利用することも懸念される。また、ファクシミリ、電子メール等の通信手段による開示請求については、現在、本人確認の方法が確立されつつある過渡期にあり、郵送による開示請求とともに本人確認の方法とその妥当性を勘案しながら検討する必要がある。

したがって、ファクシミリ、電子メール等の通信手段による開示請求等については、本人確認が困難な面があるため、厳密に本人確認をすることのできる方法を勘案しながらその是非について、今後さらなる検討を行っていただきたい。

答申内容

開示請求書の記載内容から開示請求の対象となる自己情報の特定が困難であると認めるときには補正を求めることができる旨を条例で規定すべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第 14 条（開示請求の手続）、第 27 条（訂正請求の手続）、第 35 条（利用停止請求の手続）

【答申の考え方】

現行条例では、開示請求する場合は、開示請求書に開示請求をしようとするものの氏名及び住所、開示請求に係る自己情報を特定するために必要な事項等を記載することとしている。

一般に、市民は、市がどのように自己情報を作成し、管理しているか分からない場合が多いことから、通常、開示請求の受付の際に担当職員と知りたい情報などを相談しながら「自己情報を特定するために必要な事項」を開示請求書に記載している。

しかし、郵送等による開示請求書の提出の場合など、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることになる。

現状の運用では、補正の対象となる事項として、単に氏名、住所などの記載漏れのような狭い意味での形式上の不備だけでなく、開示請求の対象となる自己情報の特定が不十分な場合のように、広い意味での形式上の不備も含まれている。これは、開示請求書の記載事項だけでは自己情報の特定が不十分な場合は、請求者の意図するものが開示されない場合もあり、結果として請求者の負担が大きくなってしまいうための措置である。

そこで、自己情報の特定が不十分な場合には、市の機関が補正を求める場合があることを明らかにするため、開示請求書の記載内容から対象とする自己情報の特定が困難であると認めるときには補正を求めることができる旨を条例で規定すべきである。

答申内容

自己情報の開示の日時及び場所は、請求者と調整して指定するよう努め、期日を経過した場合は当該自己情報の原状回復を図るべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第 22 条第 1 項（開示の方法）

【答申の考え方】

現行条例では、自己情報の開示は、開示決定等の通知書により実施機関が指定する日時及び場所において行うこととしている。

現状の運用では、実施機関の都合により一方的に開示の日時及び場所を指定するのではなく、請求者の都合等を配慮し、自己情報の開示の日時及び場所を請求者と事前に調整していることから、その旨を条例で明記してもよいと考える。

なお、過去の運用において、請求者と開示を実施する日時及び場所の調整をしようとしたが連絡が取れないため、やむなく実施機関が開示を実施する日時及び場所を指定して通知したにもかかわらず、開示の実施に応じない請求者や突然来庁して閲覧したいと申し出された事例もあったとのことである。

そこで、現行条例では、自己情報の開示を実施する期限について特に定めはないが、このような事態が発生した場合には、自己情報の管理に支障をきたすため、一定期間を経過した場合は、請求者に催告の上、自己情報の開示を実施したものとみなして当該自己情報の原状回復を図る必要がある。

答申内容

電磁的記録による自己情報の開示は、その種別、情報化の進展状況等を勘案しながら、開示の費用を含めて今後さらに検討を進めていく必要がある。

【関係規定】

- ・ 条例 第 22 条第 2 項（開示の方法）
- ・ 規則 第 16 条（電磁的記録の開示の方法）

【答申の考え方】

本市では、開示請求のあった自己情報を開示するに当たり、パソコン等で処理されているものについては、紙に出力したもの、又は全部開示の場合のみ電磁的記録の視聴としている。

電磁的記録の開示方法については、再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的及び専門的な観点からの検討を行う必要があるが、今後、これらの状況を考慮しながら、開示の費用を含めて検討していく必要がある。

答申内容

自己情報の訂正請求及び利用停止請求の場合も自己情報の開示を受けた日の翌日から起算すべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第 26 条第 3 項（訂正請求）、第 33 条第 3 項（利用停止請求）

【答申の考え方】

現行条例では、自己情報の訂正請求及び利用停止請求は、自己情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないとしているが、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限は、すべて翌日から起算していることから、訂正請求及び利用停止請求の場合も同様に、自己情報の開示を受けた日の翌日から起算して 90 日以内とすべきである。

答申内容

不服申立てがあった場合に個人情報保護審査会に諮問するまでの期限、及び答申されてから不服申立てに対する裁決又は決定を行うまでの期限を条例で明記すべきである。

【関係規定】

- ・ 条例 第 38 条（不服申立ての措置）

【答申の考え方】

現行条例では、開示決定等に対する不服申立てがあった場合において、諮問庁等は、遅滞なく個人情報保護審査会に諮問しなければならないとし、答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならないとしている。

現状の運用では、不服申立てがなされてからその決定に至るまでの期間は概ね5か月から6か月程度の期間を要している。

市民の権利を救済する観点から、不服申立てに対する裁決又は決定はできるだけ速やかに行う必要があるため、不服申立てがなされてから個人情報保護審査会に諮問するまでの期限、及び答申されてから不服申立てに対する裁決又は決定を行うまでの期限を具意的に条例で明記すべきである。

なお、個人情報保護審査会における調査審議の期間については、事案によって争点が複雑な場合も想定されることから、諮問を受けてから答申までの具体的な期限を設けることは適当ではないと考えるが、今後、調査審議の方法を検討し、できるだけ速やかに答申することができるよう努めていきたい。

答申内容

個人情報保護審査会の役割を具体的に条例で明記するとともに、情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合することも検討する必要がある。

【関係規定】

- ・ 条例 第 47 条（設置等）、第 49 条（審査会の委員の委嘱等）

【答申の考え方】

(1) 個人情報保護審査会の役割

現行条例では、個人情報保護審査会の役割は、「不服申立てに係る事件について調査審議を行う」ほか、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて、審議し答申するほか、意見を述べる」こととしている。

しかし、個人情報保護審査会は、個人情報の収集、利用及び提供等に関する事項について、実施機関に対して報告を求めたり、意見を述べたりすることも役割の一つであることから、その役割を明確化し、主に次に掲げる事項を条例で明記すべきである。

ア 不服申立てに係る事件について調査審議し、答申すること。

イ 個人情報の収集、利用及び提供等に関する事項について、実施機関に対し、報告を求め、及び意見を述べること。

ウ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて、審議し答申するほか、意見を述べること。

(2) 個人情報保護審査会の組織

現行条例では、個人情報保護審査会は「個人情報保護制度に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する」こととしている。

個人情報保護審査会における審議では、制度の専門的な知見だけでなく、市民の視点から意見を述べることも求められていることから、委員の要件として、「個人情報保護制度に関して優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者」とすることが適当である。

また、情報公開制度と個人情報保護制度は密接な関連を有していることから、情報公開審査会と個人情報保護審査会の審議内容の充実を図り、審査会としての機能強化、効率的かつ効果的な審査会の運営、組織の簡素化を図る観点から、両審査会を統合することについても検討すべきである。

伊総発第 1 3 7 号
平成 2 1 年 1 1 月 9 日

伊勢崎市個人情報保護審査会
会長 吉田 京子 様

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆
(総務部総務課情報公開係)

個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

このことについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 8 号）第 4 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

なお、市民の多様な意見を反映する機会を確保するため、貴審査会における審議の過程において、伊勢崎市市民参加条例（平成 1 8 年伊勢崎市条例第 1 5 号）第 6 条第 2 号に規定するパブリックコメント手続の実施など、市民参加に係る手続を実施したいと考えていますので御配慮ください。

記

1 諮問事項

- (1) 個人情報保護制度の基本的なあり方
- (2) 伊勢崎市個人情報保護条例において改正すべき事項

2 諮問の趣旨

伊勢崎市個人情報保護条例の全面的な改正を行ってから 3 年が経過し、その間、個人情報の保護に対する市民の関心も高まってきており、個人情報の保護に対するいわゆる「過剰反応」ともいえる現象が見受けられるようになってきました。

このような状況において、これまで、高度情報通信社会のメリットを安心して受けられるよう、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を保護することを目的とする個人情報保護制度の趣旨に則り、個人情報を適切に取り扱うとともに、自己情報の開示請求等に適切に対応してきました。

しかし、個人情報を取り巻く状況が急激に変化している状況の中、本市の個人情報保護制度もこれに的確に対応しなければならないと考えています。

そこで、本市の個人情報保護制度が市民に分かりやすく、利用しやすいものとして運用することができるよう、そのあり方について、これまでの同制度の運用状況、運用上の課題等を踏まえ、専門的かつ幅広い見地から貴審査会の意見を求めるものです。

パブリックコメント手続の結果の概要

個人情報保護制度の見直し案に関するパブリックコメント手続を平成21年12月18日から平成22年1月20日まで実施し、意見募集資料に記載されている11項目のうち3項目について、3名の方から延べ4件のご意見やご提案が次のとおり寄せられました。

1 「② 職員の研修」についての意見等

番号	意見等の要旨
1	<p>個人情報の保護は、実際に個人情報を取り扱う職員一人ひとりの意識次第で大分変わると思います。</p> <p>市では職員研修を頻繁に行っているとのことですが、今回の見直しで、個人情報の漏えいを未然に防ぐため、職員研修、説明会などを制度化するのは市民の個人情報を保護するためには必要なことだと思います。</p>
2	<p>個人情報の漏えい事件が新聞などで記事になるたびに、市役所は大丈夫かと不安になってしまいます。</p> <p>今回の見直しでは、個人情報の漏えい対策について一切触れられていないが、市役所の個人情報の管理は万全なのか。</p>

2 「④ 法定代理人・任意代理人による開示請求」についての意見等

番号	意見等の要旨
1	<p>代理請求は原則認めず、請求することができる人は、本人に限定すべきです。</p> <p>委任状なども偽造されてしまうおそれもあるし、なりすましにより自分の税金などの個人情報が開示されてしまうのは恐ろしいと思います。</p>

3 「⑤ 死者の個人情報の開示請求権」についての意見等

番号	意見等の要旨
1	<p>死者の個人情報の開示請求権は現在の条例には定めがなく、誰が請求できるのか分からないので、はっきりと明記していただきたい。</p>

※ 答申内容に関連する部分に下線が引いてある。

○ 伊勢崎市個人情報保護条例

平成17年1月1日
条例第18号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の適切な取扱いの確保（第6条—第12条）
 - 第2節 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第13条—第37条）
 - 第3節 不服申立て（第38条—第40条）
 - 第4節 他の制度との調整（第41条）
- 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第42条—第46条）
- 第4章 伊勢崎市個人情報保護審査会（第47条—第52条）
- 第5章 雑則（第53条—第57条）
- 第6章 罰則（第58条—第63条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報を保護するとともに、市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を保障することにより、基本的人権の擁護と公正で開かれた市政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (3) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真及びマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、実施機関において定めている決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (4) 個人情報ファイル 個人情報記録された行政情報であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索すること

ができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

- (5) 自己情報 行政情報に記録されている自己に関する個人情報をいう。
- (6) 自己情報の開示 自己情報の閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。
- (7) 事業者 法人その他の団体（次に掲げる者を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。
 - ア 国
 - イ 地方公共団体
 - ウ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - エ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に関する事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

（事業者等の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

- 2 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、規則で定めるものは、前項に規定するもののほか、この条例の趣旨にのっとり個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適切な取扱いの確保

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法か

つ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 前項の規定により明らかにした目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にあることその他の事由により、本人から収集することが困難であり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (5) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
 - (6) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集する場合は、次に掲げるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、市の機関又は国等が行う事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて個人情報取扱事務の目的が明らかであると認められるとき。
- 5 法令等の規定により本人又はその代理人が行う申請行為その他これに類する行為に伴い、これらの者以外の個人に関する個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、前各項の規定により収集されたものとみなす。
- 6 実施機関は、第3項の規定により個人情報を本人以外の者から収集したときは、同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合又は実施機関が伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて通知しないことの合理的理由があると認めた場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。
- 7 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は実施機関が伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的

を達成するため必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信教に関する個人情報
- (2) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先及び収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、前項の規定による届出を省略することが適当であると認める個人情報取扱事務

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項及び前項に規定する届出された事項について、遅滞なく伊勢崎市個人情報保護審査会に報告するとともに、一般の閲覧に供しなければならない。

(個人情報ファイルの利用等に関する届出)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定による届出に係る個人情報取扱事務が個人情報ファイルを用いるものである場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルを用いる個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報ファイルを用いる個人情報取扱事務の名称
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 第2条第4号イに係る個人情報ファイル
- (2) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、前項の規定による届出を省略することが適当であると認める個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報ファイルの利用をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第2号に該当するに至ったときは、速やかにその旨を市長に届

け出なければならない。

- 4 市長は、第1項及び前項に規定する届出された事項について、遅滞なく伊勢崎市個人情報保護審査会に報告するとともに、一般の閲覧に供しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を当該実施機関内又は実施機関相互において、収集した目的以外に利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。ただし、目的外利用等をするることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (3) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合で、個人情報を利用することが当該実施機関の法令等の定める所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
- (6) 国等に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
- (7) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

- 3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

- 4 実施機関は、第2項の規定により目的外利用等をするときは、市長に届け出なければならない。

- 5 実施機関は、目的外利用等をする場合は、第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合又は伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて本人に通知しないことの合理的理由があると認めた場合を除き、あらかじめ、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、同項第4号に該当する場合は、目的外利用等をした日以後において当該通知をすることができる。

- 6 市長は、第4項の規定による届出を受けたときは、伊勢崎市個人情報保護審査会に報告するとともに、一般の閲覧に供しなければならない。

- 7 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関の電子計算組織と実施機関以外の電子計算組織との通信

回線による結合を行ってはならない。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報保護管理者を設置するとともに、個人情報の保護に関する管理体制を整備し、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 個人情報の滅失、改ざん、き損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存されるものについては、この限りでない。

3 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第12条 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定により受託した事務に従事している者又は従事していた者は、その事務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関が特別な理由があると認める者は、本人に代わって同項の請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る自己情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、当該請求をしようとする者であることを証明するために必要な書類で実施機関の定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 開示請求をしようとする者は、実施機関が当該開示請求に係る自己情報の特定が容易にできるよう必要な協力をしなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 前条第2項の規定により、開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、自己情報の本人に代わって請求する特別な理由を証明する書類を併せて提出しなければならない。

（自己情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げるいずれかの情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより開示することができないとされている情報
- (2) 実施機関が法律又はこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないとされている情報
- (3) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 個人の指導、選考、判定、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業あに関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (4) 開示することにより、人の生命、健康、生活若しくは財産の保護又は犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 開示請求者（第13条第2項の規定による開示請求の場合にあつては、当該開示請求に係る自己情報の本人をいう。第7号、次条第2項及び第19条第3項において同じ。）以外の個人に関する情報（法人等の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する

情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報を含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、当該情報が次に掲げる情報であるときを除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等の氏名を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(6) 第13条第2項の規定により開示請求がなされた自己情報であって、開示することにより、当該自己情報の本人の権利利益を害するおそれのある情報

(7) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げる情報。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報

(8) 市の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報

2 実施機関は、前項に規定する非開示情報であっても、期間の経過により非開示情報に該当しなくなったものは、これを開示しなければならない。

(部分開示)

第16条 開示請求に係る自己情報の一部に前条第1項各号に規定する非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、

実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認めるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る自己情報に前条第1項第5号に該当する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に非開示情報（第15条第1項第1号及び第2号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

（個人情報の存否を明らかにしない情報）

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第19条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、実施機関は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下この条、第39条及び第40条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定又は前項の決定（以下「開示決定等」という。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第1項第5号イ又は第7号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

5 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第38条及び第39条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第20条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、45日を限度として、これを延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、延長する理由及び期間を通知しなければならない。

3 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については、相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について開示決定等を行う期限

4 実施機関が第1項に規定する期間（前2項の規定によりこの期間が延長された場合にあっては、その延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、開示請求者は、その請求に係る自己情報の開示をしない決定があったものとみなすことができる。

（事案の移送）

第21条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等することにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

（開示の方法）

第22条 自己情報の開示は、実施機関が第19条第1項の規定による通知により、指定する日時及び場所において行うものとする。

2 自己情報の開示は、文書及び図画については閲覧若しくは視聴又は写しの交付とし、開示請求者の求める方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、開示請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示することができる。

3 第14条第2項の規定は、自己情報の開示を受ける場合について準用する。

(開示請求等の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第20条の規定にかかわらず、直ちに、当該個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該個人情報の開示方法は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関が定める方法によるものとする。

(費用の負担)

第24条 開示請求に係る手数料は無料とする。ただし、開示請求により自己情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の全部又は一部を免除することができる。

(適正な請求及び使用)

第25条 開示請求をしようとする者は、この条例の目的に則し、適正な請求を行うとともに、開示により得た自己情報が記録された行政情報を適正に使用しなければならない。

(訂正請求)

第26条 この条例の規定により開示を受けた自己情報について、事実に関する記録に誤り又は不適正な記載があると認める者は、実施機関に対し、当該自己情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

3 訂正請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第27条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る自己情報の開示を受けた日その他当該自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項、第4項及び第5項の規定は、訂正請求について準用する。

(自己情報の訂正義務)

第28条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査を行い、訂正請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該自己情報に係る個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報を訂正しなければならない。

(1) 訂正について法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関に訂正の権限がないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、訂正しないことについて正当な理由があるとき。

(訂正請求に対する措置)

第29条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の訂正をするときは、その旨の決定(以下「訂正決定」という。)をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報を訂正した上、当該訂正の内容を第1項の書面に記載しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第30条 訂正決定又は前条第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項において準用する第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、延長する理由及び期間を通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等を行う期限

4 第20条第4項の規定は、自己情報の訂正決定等について準用する。

(事案の移送)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が、他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者

に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき、訂正の実施を行しなければならない。

(個人情報の提供先等への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第33条 この条例の規定により開示を受けた自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して収集されたとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条の規定に違反して提供されているとき 当該自己情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

3 利用停止請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(自己情報の利用停止義務)

第34条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る自己情報の利用停止を行しなければならない。ただし、当該自己情報の利用停止をすることにより、当該自己情報に係る個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求の手続)

第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る自己情報の開示を受けた日その他当該自己情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第14条第2項、第4項及び第5項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する措置)

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る自己情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面によ

り通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る自己情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第37条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第35条第2項において準用する第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により利用停止決定等を行うことができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、同項の期間内に延長する理由及び期間を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

- 4 第20条第4項の規定は、自己情報の利用停止決定等について準用する。

第3節 不服申立て

(不服申立ての措置)

第38条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき審査庁又は処分庁は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、遅滞なく伊勢崎市個人情報保護審査会に諮問（議会にあっては意見を聴取）しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第40条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

2 前項の規定により諮問をした審査庁又は処分庁（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

（諮問した旨の通知）

第39条 諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第40条 第19条第5項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4節 他の制度との調整

（法令等との調整）

第41条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 群馬県統計調査条例（平成20年群馬県条例第53号）第2条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 この章の規定は、伊勢崎市図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理がされているものに記録されている個人情報については、適用しない。
- 3 この章の規定は、官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されている個人情報については、適用しない。
- 4 第2節の規定は、他の法令等（伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）を除く。次項において同じ。）の規定により、自己情報の開示を受け、又は訂正若しくは利用停止を求めることができるときは、適用しない。
- 5 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を自己情報の開示とみなして、前項の規定を適用する。
- 6 他の法令等の規定により開示を受けた自己情報について、当該他の法令等に訂正又は利用

停止の手續の規定がない場合には、当該自己情報をこの条例の規定により開示を受けた自己情報とみなして、第26条第1項又は第33条第1項の規定を適用する。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者に対する個人情報の保護施策)

第42条 市長は、事業者が個人情報の保護について自主的に適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

(苦情相談の処理)

第43条 市長は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(調査等)

第44条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(指定管理者に関する特例)

第45条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が公の施設の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2章第1節の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第3項第7号	という。) から収集すること	という。) 若しくは実施機関から収集すること
第6条第3項第8号	実施機関	指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）
第6条第4項第3号	市の機関	市の機関若しくは指定管理者
第6条第6項及び第7項	実施機関が	指定実施機関が
第7条第1項	あらかじめ	指定実施機関を通じてあらかじめ
第7条第2項第2号	実施機関	指定実施機関
第7条第3項	速やかに	指定実施機関を通じて速やかに
第8条第1項各号列記以外の部分	あらかじめ	指定実施機関を通じてあらかじめ
第8条第2項第3号	実施機関	指定実施機関

第8条第3項	速やかに	指定実施機関を通じて速やかに
第9条第2項第6号	国等	実施機関又は国等
第9条第2項第8号	実施機関	指定実施機関
第9条第4項	市長に届け出なければ ならない	指定実施機関を通じて市長に届け出な ければならない
第9条第5項	伊勢崎市個人情報保護 審査会	指定実施機関を通じて伊勢崎市個人情 報保護審査会
第9条第7項	実施機関以外	実施機関及び指定管理者以外
第10条第2項	この限りでない	指定実施機関に譲り渡さなければなら ない

- 2 前項に規定する場合における第6条の規定の適用については、同条第3項第7号中「(とい
う。) から収集すること」とあるのは「(という。) 若しくは指定管理者から収集すること」と
し、第9条の規定の適用については、同条第2項第6号中「国等」とあるのは「国等又は指
定管理者」とする。
- 3 第1項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務
について、第6条第3項第8号、第6項若しくは第7項ただし書、第7条第2項第2号、第
8条第2項第3号又は第9条第2項第8号若しくは第5項の規定により既に伊勢崎市個人情
報保護審査会の意見を聴いているときは、第1項の規定により読み替えて準用するこれらの
規定により伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴いたものとみなす。
- 4 第1項に規定する場合における第2章第2節から第4節まで、第4章及び第5章の規定の
適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	実施機関	指定実施機関
	自己情報	自己情報（指定管理者が公の施設の管 理を行うに当たって保有するものに限 る。以下同じ。）
第14条	実施機関	指定実施機関
第15条第1項各号列 記以外の部分	開示請求に係る自己情 報	指定管理者から開示請求に係る自己情 報の提供を受け、開示請求に係る当該 自己情報
第15条第1項第3号	市の機関	市の機関若しくは指定管理者
	国等が行う事務又は事 業に	国等が行う事務又は事業（指定管理者 にあっては、公の施設の管理に係る事 務に限る。）に
	地方独立行政法人	地方独立行政法人若しくは指定管理者
第15条第1項第7号 イ	実施機関	指定管理者

第15条第1項第8号	市の機関	市の機関若しくは指定管理者
第26条第1項並びに 第27条第1項及び第 2項	実施機関	指定実施機関
第28条	当該自己情報を訂正し なければならない	当該自己情報の訂正を指定管理者に行 わせなければならない
第29条第1項	訂正をする	訂正を指定管理者に行わせる
第29条第2項	訂正をしない	訂正を指定管理者に行かせない
第29条第3項	自己情報を訂正した	自己情報の訂正を指定管理者に行わせ た
第31条第3項	訂正の実施をしなけれ ばならない	訂正の実施を指定管理者に行わせなけ ればならない
第32条	訂正の実施をした	訂正を指定管理者に行かせた
第33条第1項各号列 記以外の部分	実施機関	指定実施機関
第33条第1項第1号	第6条	第45条第1項において読み替えて準 用する第6条
	第9条第1項及び第2 項	第45条第1項において読み替えて準 用する第9条第1項及び第2項
第33条第1項第2号	第9条	第45条第1項において読み替えて準 用する第9条
第34条	当該実施機関	指定管理者
	利用停止をしなけれ ばならない	利用停止を指定管理者に行わせなけれ ばならない
	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる
第35条	実施機関	指定実施機関
第36条第1項	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる
第36条第2項	利用停止をしない	利用停止を指定管理者に行かせない
第38条第1項第3号	訂正をする	訂正を指定管理者に行わせる
第38条第1項第4号	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる
第39条	次に掲げる者	次に掲げる者及び指定管理者
第50条第1項	諮問庁	諮問庁を通じて指定管理者
第50条第2項	諮問庁	諮問庁及び指定管理者
第50条第3項	諮問庁	諮問庁を通じて指定管理者
第50条第4項	という。)に	という。)若しくは諮問庁を通じて指定 管理者に
第51条第1項	不服申立人等	不服申立人等又は指定管理者

第51条第3項	不服申立人等	不服申立人等又は指定管理者
	提出することができる	提出することができる。この場合において、指定管理者からの意見書又は資料の提出は、諮問庁を通じて行うものとする
第51条第4項	不服申立人等	不服申立人等又は諮問庁を通じて指定管理者
	諮問庁	諮問庁並びに諮問庁を通じて指定管理者
第51条第5項	不服申立人等	不服申立人等又は指定管理者
第55条	実施機関は、当該実施機関の	指定実施機関及び指定管理者は、指定管理者の

5 第1項に規定する場合における第2章第2節から第4節まで、第4章及び第6章の規定の適用については、個人情報（指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。）が記録されている文書、図画及び電磁的記録であって当該指定管理者が保有しているものは、行政情報とみなす。

（適用除外）

第46条 第42条から第44条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する事業者については、適用しない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者
- (2) 個人情報の保護に関する法律第50条第1項各号に掲げる者（前号に掲げる事業者を除き、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ同項各号に規定する目的であるときに限る。）

第4章 伊勢崎市個人情報保護審査会

（設置等）

第47条 第38条第1項に規定する諮問に応じて、不服申立てについて調査審議するため、伊勢崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて、審議し答申するほか、意見を述べるることができる。
- 3 第1項の調査審議を行う会議は、公開しない。

（答申書の公表等）

第48条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表するものとする。公表に際しては個人情報の保護に万全を尽くすものとする。

- 2 審査会は、前項の諮問が第38条第1項の規定によるものである場合においては、答申書

の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

(審査会の委員の委嘱等)

第49条 審査会は、個人情報保護制度に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第50条 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る自己情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出された自己情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る自己情報を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第51条 審査会は、不服申立人等から申立てがあり、審査会がその必要性を認めたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、不服申立人、参加人及び諮問庁（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。

5 不服申立人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（前条第1項に規定する自己情報を除く。）の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

6 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

7 第5項の規定による閲覧等の費用については、第24条の規定を準用する。

(規則への委任)

第52条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(運用状況の公表)

第53条 市長は、毎年度1回この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第54条 市長は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(実施機関に対する苦情の処理)

第55条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(市長の調整)

第56条 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

(委任)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

第58条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第1項の事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第59条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た行政情報に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 第49条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 第58条から前条までの規定は、市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第63条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく自己情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、合併前の伊勢崎市、赤堀町、東村及び境町並びに解散前の伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合及び伊勢崎佐波医療事務市町村組合（以下これらを「合併等関係市町村等」という。）から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併等関係市町村等において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の伊勢崎市個人情報保護条例（平成10年伊勢崎市条例第43号）又は境町電子計算組織利用に係る個人情報の保護に関する規則（昭和63年境町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第1項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の伊勢崎市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定により行った処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の伊勢崎市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務（指定管理者に係るものに限る。）については、新条例第7条第1項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に用いている新条例第2条第4号に規定する個人情報ファイルについては、新条例第8条第1項の規定中「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 新条例第58条から第63条までに規定する罰則は、施行日以後にした行為に対して適用する。

(準備行為)

- 6 実施機関は、この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、個人

情報ファイルの利用等に関する届出に関する事項、新条例の規定により伊勢崎市個人情報保護審査会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他の必要な準備を施行日前においても行うことができる。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

※ 答申内容に関連する部分に下線が引いてある。

○ 伊勢崎市個人情報保護条例施行規則

平成17年1月1日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資等法人の個人情報の保護)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会
- (2) 伊勢崎市土地開発公社
- (3) 財団法人伊勢崎市公共施設管理公社
- (4) 財団法人伊勢崎市体育協会
- (5) 財団法人さかい人づくりまちづくり基金財団

(個人情報収集通知の方法)

第3条 条例第6条第6項の規定による通知は、個人情報収集通知書（様式第1号）により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、口頭により通知することができる。

(個人情報取扱事務の届出)

第4条 条例第7条第1項第7号の市長が規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始時期
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報の記録媒体
- (4) 個人情報の目的外利用の有無
- (5) 個人情報の外部提供の有無
- (6) 個人情報取扱事務の委託の有無

2 条例第7条第1項の規定による実施機関が個人情報取扱事務を開始しようとするときの届出は、個人情報取扱事務開始届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第7条第1項又は第3項の規定による実施機関が届け出た個人情報取扱事務を変更しようとするとき、又は廃止したときの届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(個人情報ファイルの利用に関する届出等)

第5条 条例第8条第1項第5号の市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報ファイルに記録される対象者の範囲
- (2) 個人情報ファイルの利用開始年月日
- (3) 個人情報ファイルの処理形態
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条第1項の規定による個人情報ファイルを用いるときの届出は、個人情報ファイル

利用届（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第8条第2項第2号の規則で定める本人の数は、1,000とする。

4 条例第8条第1項又は第3項の規定による個人情報ファイルの利用に関する届出を変更しようとするとき、又は利用をやめたとき（同条第2項第2号に該当するに至ったときを含む。）の届出は、個人情報ファイル利用変更・廃止届（様式第5号）により行うものとする。

（目的外利用等の届出）

第6条 条例第9条第4項の規定による実施機関が目的外利用等をするときの届出は、個人情報目的外利用等届（様式第6号）により行うものとする。

（目的外利用等の通知の方法）

第7条 条例第9条第5項の規定による通知は、個人情報目的外利用等通知書（様式第7号）により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、口頭により通知することができる。

（個人情報保護管理者等）

第8条 条例第10条第1項に規定する個人情報保護管理者は、個人情報取扱事務を所管する課（課に相当する組織を含む。以下「課等」という。）の長をもって充て、第4条第2項及び第3項、第5条第2項及び第4項並びに第6条に規定する届出を行うことのほか、第当該課等において保有する個人情報の適正な維持管理を行うため、所属職員を指揮監督しなければならない。

2 個人情報保護管理者の職務を補佐するため、課等（出先の施設を有する課等にあつては、当該出先の施設ごと）に個人情報保護主任を置き、個人情報保護管理者が所属職員の係長（係長相当職を含む。）の職にある者のうちから指名するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、課等において保有する個人情報の適正な維持管理に関する事務を統括するため、当該課等が所属する部（部に相当する組織を含む。以下「部等」という。）に個人情報保護管理責任者を置き、当該部等の長をもって充てる。

（個人情報開示請求書）

第9条 条例第14条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開示請求をしようとする者の区分及び連絡先の電話番号

(2) 条例第13条第2項の実施機関が特別な理由があると認める者が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(3) 開示請求に係る自己情報の開示方法の区分

(4) 条例第13条第2項の規定により実施機関が特別な理由があると認める者が開示請求をしようとする場合にあつては、その理由

2 条例第14条第1項の請求書は、個人情報開示請求書（様式第8号）によるものとする。

（本人等の確認に必要な書類）

第10条 条例第14条第2項（条例第22条第3項、条例第27条第3項及び条例第35条第2項において準用する場合を含む。）の開示請求をしようとする者であることを証明するために必要な書類で実施機関の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が開示請求をしようとするとき 運転免許証、旅券その他これに類する書類として市長が認めるもの
- (2) 条例第13条第2項の規定により実施機関が特別な理由があると認める者が開示請求をしようとするとき 当該特別な理由があると認める者に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他当該特別な理由があると認める者であることを証明する書類として市長が認めるもの

(個人情報開示決定通知書等)

第11条 条例第19条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 自己情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(様式第9号)
- (2) 自己情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第10号)
- (3) 自己情報の開示をしない旨の決定
 - ア イからエまでに掲げるとき以外のとき 個人情報非開示決定通知書(様式第11号)
 - イ 条例第18条の規定により開示請求を拒否するとき 個人情報の存否を明らかにしない決定通知書(様式第12号)
 - ウ 自己情報を保有していないとき 個人情報不存在決定通知書(様式第13号)
 - エ 条例第14条第4項の規定により求めた補正に開示請求者が正当な理由なく応じないとき、又は開示請求に係る自己情報が開示請求をすることができないものであるとき 個人情報開示請求拒否通知書(様式第14号)

(第三者保護に関する手続)

第12条 条例第19条第3項及び第4項の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示請求に係る自己情報に含まれている第三者に関する情報の内容並びに当該自己情報の件名又は内容及び作成年月日
 - (2) 照会する理由
 - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第19条第3項及び第4項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書(様式第15号)により行うものとする。
- 3 条例第19条第3項及び第4項の意見書は、個人情報の開示に係る意見回答書(様式第16号)によるものとする。
- 4 条例第19条第5項の規定による通知は、意見書提出に係る個人情報を開示決定した旨の通知書(様式第17号)により行うものとする。

(開示決定等の期間の延長)

第13条 条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第18号)により行うものとする。

- 2 条例第20条第3項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第19号)により行うものとする。

(事案移送通知書)

第14条 条例第21条第1項の規定による通知は、個人情報の開示請求に係る事案移送通知書（様式第20号）により行うものとする。

（自己情報の閲覧等）

第15条 自己情報を閲覧し、又は視聴する者は、当該自己情報を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する者又はそのおそれのある者に対し、自己情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（電磁的記録の開示の方法）

第16条 条例第22条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 電磁的記録で、用紙に出力することができるもの 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 視聴

2 前項第2号の規定は、自己情報の全部を開示する場合のみ適用するものとする。

（開示請求等の特例）

第17条 市長は、条例第23条第1項の規定により口頭により開示請求を行うことができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第23条第2項の実施機関が定める方法は、閲覧又は口頭による開示の方法その他適切な開示の方法として市長が認めるものとする。

（自己情報の写しの交付部数）

第18条 自己情報の開示を行う場合において、当該自己情報の写しを交付するときの交付部数は、自己情報1件につき1部とする。

（自己情報の写しの作成及び送付に要する費用）

第19条 条例第24条第1項ただし書の規定による自己情報の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

2 条例第24条第1項ただし書の規定による自己情報の写しの送付に要する費用は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による発送に要する料金に相当する額とする。

3 前2項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（費用の減免）

第20条 条例第24条第2項の規定による費用の全部又は一部の免除は、次の各号のいずれかに該当する者が自己情報の写しの交付を受ける場合とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

(2) その他市長が必要と認めた者

2 前項の規定により費用の全部又は一部の免除を受けようとする者は、個人情報の開示請求に係る費用減免申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（個人情報訂正請求書）

第21条 条例第27条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訂正請求をしようとする者の区分及び連絡先の電話番号
- (2) 条例第26条第2項において準用する条例第13条第2項の実施機関が特別な理由があると認める者が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 条例第26条第2項において準用する条例第13条第2項の規定による実施機関が特別な理由があると認める者が訂正請求をしようとする場合にあっては、その理由

2 条例第27条第1項の請求書は、個人情報訂正請求書（様式第22号）によるものとする。

（自己情報の開示を受けたことの確認）

第22条 条例第27条第1項の規定により訂正請求をしようとする者は、個人情報開示決定通知書若しくは個人情報部分開示決定通知書若しくは他の法令等により交付を受けた自己情報が記録された物又はそれらの写しを提示しなければならない。

（個人情報訂正決定通知書等）

第23条 条例第29条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 自己情報の全部を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書（様式第23号）
- (2) 自己情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報部分訂正決定通知書（様式第24号）
- (3) 自己情報を訂正しない旨の決定
 - ア イに掲げるとき以外るとき 個人情報非訂正決定通知書（様式第25号）
 - イ 条例第27条第3項において準用する条例第14条第4項の規定により求めた補正に訂正請求者が正当な理由なく応じないとき、又は訂正請求に係る自己情報が訂正請求をすることができないものであるとき 個人情報訂正請求拒否通知書（様式第26号）

（訂正決定等の期間の延長）

第24条 条例第30条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第27号）により行うものとする。

2 条例第30条第3項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第28号）により行うものとする。

（事案移送通知書）

第25条 条例第31条第1項の規定による通知は、個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書（様式第29号）により行うものとする。

（訂正実施通知書）

第26条 条例第32条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書（様式第30号）により行うものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第27条 条例第35条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の区分及び連絡先の電話番号
 - (2) 条例第35条第2項において準用する条例第13条第2項の規定による実施機関が特別な理由があると認める者が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (3) 条例第35条第2項において準用する条例第13条第2項の規定による実施機関が特別な理由があると認める者が利用停止請求をしようとする場合にあっては、その理由
- 2 条例第35条第1項の請求書は、個人情報利用停止請求書（様式第31号）によるものとする。

（自己情報の開示を受けたことの確認）

第28条 第22条の規定は、利用停止請求について準用する。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第29条 条例第36条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 自己情報の全部を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書（様式第32号）
- (2) 自己情報の一部を利用停止する旨の決定 個人情報部分利用停止決定通知書（様式第33号）
- (3) 自己情報を利用停止しない旨の決定
 - ア イに掲げるとき以外のとき 個人情報非利用停止決定通知書（様式第34号）
 - イ 条例第35条第2項において準用する条例第14条第4項の規定により求めた補正に利用停止請求者が正当な理由なく応じないとき、又は利用停止請求に係る自己情報が利用停止請求をすることができないものであるとき 個人情報非利用停止請求拒否通知書（様式第35号）

（利用停止決定等の期間の延長）

第30条 条例第37条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第36号）により行うものとする。

2 条例第37条第3項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第37号）により行うものとする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第31条 条例第39条の規定による通知は、伊勢崎市個人情報保護審査会諮問通知書（様式第38号）により行うものとする。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知）

第32条 条例第40条において準用する条例第19条第5項の規定による通知は、不服申立てに対する裁決（決定）に基づく個人情報を開示決定した旨の通知書（様式第39号）により行うものとする。

（事業者の調査及び勧告）

第33条 条例第44条第1項の規定による説明又は資料の提出の求め及び同条第2項の規定による勧告は、その理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

(指定管理者に関する特例)

第34条 第3条から第7条まで及び様式第1号から様式第7号までの規定は、条例第45条第1項において条例第2章第1節の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項第1号	個人情報取扱事務	個人情報取扱事務（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が公の施設の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合に限る。以下同じ。）
様式第1号	他の官公庁等（団体名	官公庁等（課名又は団体名
様式第2号	実施機関名 （個人情報保護管理者職・氏名）	指定管理者名
	他の官公庁等（団体名	官公庁等（課名又は団体名
	他の官公庁等から	官公庁等から
様式第3号から様式第5号まで	実施機関名 （個人情報保護管理者職・氏名）	指定管理者名
様式第6号及び様式第7号	実施機関名 （個人情報保護管理者職・氏名）	指定管理者名
	他の官公庁等（団体名	官公庁等（課名又は団体名

2 指定管理者は、公の施設の管理を行うに当たって個人情報を取り扱うときは、あらかじめ、第8条の規定の例により、条例第45条第1項において準用する条例第10条第1項に規定する個人情報保護管理者を当該指定管理者が行う公の施設の管理に係る事務に従事している者の中から指名するとともに、個人情報の保護に関する管理体制を整備し、市長に報告しなければならない。

3 条例第45条第4項において条例第2章第2節から第4節までの規定を読み替えて適用する場合における第26条、様式第23号から様式第25号まで及び様式第32号から様式第34号までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第26条	様式第30号	指定管理者が定めるもの
様式第23号	訂正をする	訂正を指定管理者に行わせる
	訂正をした	訂正を指定管理者に行わせた
様式第24号	訂正をする	訂正を指定管理者に行わせる

	訂正をした	訂正を指定管理者に行わせた
	訂正をしない	訂正を指定管理者に行わせない
様式第 2 5 号	訂正をしない	訂正を指定管理者に行わせない
様式第 3 2 号	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる
	利用停止をした	利用停止を指定管理者に行わせた
様式第 3 3 号	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる
	利用停止をした	利用停止を指定管理者に行わせた
	利用停止をしない	利用停止を指定管理者に行わせない
様式第 3 4 号	利用停止をしない	利用停止を指定管理者に行わせない

(審査会提出意見書等の閲覧等)

第 3 5 条 条例第 5 1 条第 5 項の規定による閲覧又は写しの交付の請求は、意見書又は資料の内容又は件名その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 伊勢崎市個人情報保護審査会は、前項の規定による請求がなされたときは、速やかに当該請求に係る諾否を決定し、当該決定の内容を書面により通知するものとする。

(運用状況の公表)

第 3 6 条 条例第 5 3 条に規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を告示して行うものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の届出件数
- (2) 開示請求件数、訂正請求件数及び利用停止請求件数
- (3) 開示決定等件数、訂正決定等件数及び利用停止決定等件数
- (4) 不服申立ての件数及びその処理状況
- (5) その他必要な事項

(その他)

第 3 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊勢崎市個人情報保護条例施行規則（平成 1 1 年伊勢崎市規則第 5 号）又は境町電子計算組織利用に係る個人情報の保護に関する管理運用規程（昭和 6 3 年境町規程第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の伊勢崎市個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により届出されている個人情報取扱事務開始届、個人情報取扱事務変更・廃止届及び目的外利用等届は、この規則による改正後の伊勢崎市個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により届出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により提出されている請求書その他の書類は、新規則の様式により提出されたものとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行の日の前日までに旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって個人情報を取り扱っているときについては、この規則による改正後の伊勢崎市個人情報保護条例施行規則第34条第2項の規定中「あらかじめ」とあるのは「この規則の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表 省 略

様式 省 略